

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路 線 名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	ふじみ野市福岡新田字西川通二一〇 番八地先から同市福岡新田字谷中一 二四番一地先まで
供用開始の期日	令和八年二月二十日
備 考	令和四年一月二十八日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第一号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 二二八・四九メートル